

障害者自立支援法の円滑な施行のため 特別対策事業を実施しています!!



特別対策事業とは？

この事業は、障害者自立支援法の趣旨が円滑に実施されていくことを期して、事業者に対する運営の安定化、新たな事業に直ちに移行できない事業者への支援及び新法への円滑な移行を促進することにより、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援することを目的としているものです。

鹿児島県社会福祉協議会では、昨年度に引き続き、平成20年度においても鹿児島県から障害者自立支援法特別対策事業の一部を受託し、県全体の障害者相談支援体制整備等の支援を推進しているところです。

どんなことをしているの？

I 鹿児島県障害者自立支援協議会の運営

鹿児島県では、平成20年3月26日に、県全体の障害者相談支援体制整備の協議の場として『鹿児島県障害者自立支援協議会』を設置し、本会がその事務局の運営を行っています。

委員は、相談支援事業所・雇用・教育・医療・行政・その他関係機関の代表19名で構成され、市町村が行う相談支援体制の支援や地域自立支援協議会の運営・立ち上げ及び人材育成・研修のあり方等について協議を行っています。



県障害者自立支援協議会

II 地域自立支援協議会立ち上げへの特別アドバイザー派遣

障害者が地域で安心して生活するための相談支援体制の構築を図るため、先進地である滋賀県から特別アドバイザーを招聘し、県内各地区を巡回して、圏域及び市町村ごとの相談支援体制の整備や地域自立支援協議会の立ち上げ・運営等についての具体的で丁寧な支援を行いました。

平成20年度は、14地区（参加者数延べ380名：平成21年1月末現在）において巡回指導・支援を実施しました。



特別アドバイザーの派遣研修

III 小規模作業所等への移行推進コンサルタントの派遣

新たなサービスへ移行できていない小規模作業所・小規模通所授産施設等が、生活介護や就労移行支援など新たなサービスへ円滑に移行できるようにするために、移行推進コンサルタントを派遣しました。

平成20年度は、派遣希望のあった11ヶ所について、コンサルタントを年間5回程度派遣し、移行のための体制づくりや事業内容の充実及び今後の方向性等についてコンサルティングを行いました。

IV 就労支援ネットワーク体制整備の支援

障害者の就労支援を推進するため、公共職業安定所、就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等地域の関係機関と連携し、圏域単位で就労支援ネットワーク構築検討会議を開催し、就労支援ネットワーク体制整備の促進に努めてまいりました。

平成20年度は、年4回会議を開催し、就労支援情報の共有化を図るため、圏域における就労支援ネットワーク会議の確立や就労支援ホームページの開設について協議を行いました。



就労支援ネットワーク構築会議